

災害時における公用車の使用に関する申合せ

内閣府（以下「甲」という。）と復興庁（以下「乙」という。）は、災害時において、指定行政機関（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。）である甲又は甲以外の指定行政機関が、同法第50条第1項の災害応急対策等として人員及び物資の輸送等をする目的で乙の公用車の全部又は一部（以下「乙の公用車」という。）を使用することができることとするため、乙の公用車の使用について、次のとおり申し合わせる。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの申合せを履行しなければならない。

（公用車の使用）

第2条 甲は、災害時において、乙の公用車を使用する必要がある場合又は甲以外の指定行政機関から公用車の使用についてのあっせんを求められた場合には、乙の公用車の使用について、乙と協議する。

2 前項の協議により乙の公用車の使用について合意があったときは、乙は、甲又は甲以外の指定行政機関（以下「甲等」という。）に乙の公用車を速やかに無償で使用させる。

（使用期間）

第3条 前条第2項に基づき使用に供される乙の公用車（以下「本件公用車」という。）の使用期間は、その使用に供することを決定した時から当該災害応急対策等が終了するまでの期間とする。

2 甲は、前項の使用期間が満了した後、引き続き、甲等が本件公用車を使用する必要がある場合には、別途乙と協議するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲等が本件公用車を使用することに伴い生ずる燃料等に係る費用は、原則として甲等が負担することとし、必要に応じて甲等及び乙との協議の上、別途定めるものとする。

（維持保全等）

第5条 甲等は、善良な管理者としての注意をもって本件公用車の維持保全等に努めなければならない。

2 甲等は、本件公用車の使用開始までにその使用責任者及び担当者の氏名、連絡先等を乙に届け出るものとする。

(返還)

第6条 甲等は、本件公用車の使用期間が満了したときは、速やかに、本件公用車を乙に返還するものとする。

2 甲等は、前項の返還をするときは、本件公用車を原状に回復しなければならない。ただし、乙の承諾を受けたときは、この限りでない。

(有効期間)

第7条 この申合せの有効期間は、平成29年7月21日から平成30年3月31日までとする。なお、有効期間満了の3ヶ月前の日までに、甲、乙のいずれかから変更の申出がないときは、この申合せは更に1年間延長するものとし、以後、この例による。

(協議)

第8条 この申合せの各条項の解釈又は運用について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙は、協議を行うものとする。

2 この申合せに定めるもののほか、本件公用車の使用等に関する事項は、甲、乙の協議の上、別途定めるものとする。

3 甲は、乙と甲以外の指定行政機関との間に本件公用車の使用について疑義が生じたときは、乙の求めに応じ、乙と甲以外の指定行政機関との協議が調うよう努めるものとする。

この申合せの成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、双方各1通を保有する。

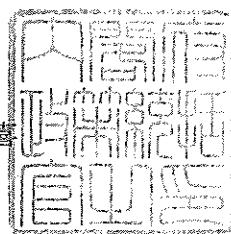
平成29年7月21日

甲 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

中央合同庁舎第8号館

内閣府政策統括官（防災担当）

加藤 久喜



乙 東京都千代田区霞が関三丁目1番1号

中央合同庁舎第4号館

復興庁事務次官（命）統括官事務取扱

関 博之

